

2014年9月11日

みずほ銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

**—投資政策関連—****みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**

( 第348号 )

# 商務部、 国外投資に係る管理弁法を刷新 認可範囲を限定、届出管理に移行へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は、2014年9月6日付で『国外投資管理弁法』（商務部令2014年第3号、以下『3号弁法』という）を公布しました。中国政府が現在進めている「簡政放權（行政簡素化、権限委譲）」の政策方針に沿って、国外投資に係る認可範囲を「敏感な国家・地域、業界」への投資に限定し、それ以外については届出管理へと移行することを明らかにしています。

## □ 「敏感な国家・地域、業界」のみ認可必要

國務院は、2013年12月2日付で『政府認可の投資プロジェクト目録（2013年版）』（国發[2013]47号）を公布。国外投資に係る認可権限について、「国内企業が国外で企業（金融企業以外）を投資開設する事項は、敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる場合、商務部が認可する。中央管理企業は商務部に報告して届出し、地方企業は省級政府に報告して届出する」（第13条）ことを明記しました。『3号弁法』はこれを受けて、商務部が2009年3月に公布した『国外投資管理弁法』（商務部令2009年第5号、以下『旧弁法』という）に代わる規定として公布されたものです。

『3号弁法』は、「中華人民共和国の国内で法に基づき設立した企業が新設、合併・買収およびその他の方式を通じて国外で非金融企業を所有もしくは既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権およびその他の権益を取得する行為」（第2条）を国外投資と定義し、投資企業に対して商務部門に認可申請、あるいは届出を行うよう求めています。

『旧弁法』は国外投資に係る商務部門での手続について、中国側投資額が1億米ドル以上の場合には商務部から認可を得なければならないと明記。また、①中国側投資額が1000万米ドル以上1億米ドル未満の場合、②エネルギーや鉱産物に関する場合、③中国内で企業誘致を行う必要がある場合、には省級の商務部門から認可を得る必要があるほか、その他の国外投資についても形式的な認可手続を経なければならないと規定していました。

『3号弁法』はこれらの条件を削除し、認可を必要とする国外投資を「敏感な国家・地域、業界に関係する場合」に限定。その他他の国外投資については届出管理を実行すると明記しています（第6条）。

### 【図表】国外投資の禁止事項と認可範囲

国外投資が禁止される状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中国の国家主権・安全、社会公共の利益に危害を与えること</li> <li>✓ 中国の法律・法規に違反すること</li> <li>✓ 中国と関連国家・地域の関係に損害を与えること</li> <li>✓ 中国が締結・参加している国際条約・協定に違反すること</li> <li>✓ 中国が輸出を禁止している製品・技術を輸出すること</li> </ul>
商務部の認可が必要となる国外投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 敏感な国家・地域に関係する場合（中国と国交を結んでいない国家、国連の制裁を受けている国家等）*</li> <li>✓ 敏感な業界に関係する場合（中国が輸出を制限している製品・技術の輸出に関連する業界、複数国（地域）の利益に影響する業界）</li> </ul>

\* 敏感な国家については、商務部が別途、認可管理を実施する国家・地域のリストを公布できるとしています

（『3号弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

### □ 届出は通常3日で手続完了

『3号弁法』によれば、認可範囲以外の国外投資を実行する中央企業（中央政府が管理する企業）は商務部に、地方企業は省級の商務部門に届出を行わなければなりません（第9条）。企業は、「国外投資管理システム」を通じて『国外投資届出表』を記入し、プリントアウトして企業の公章を捺印した後、商務部門に提出します。商務部門は、届出表の記入内容に不備がないこと、当該国外投資が禁止項目に当てはまらないことを確認。届出受理から3営業日以内に届出を完了させて、企業に『企業国外投資証書』を発給します。

国外投資が認可事項に当たる場合、中央企業は商務部に申請を提出して認可を受け、地方企業は省級の商務部門に認可申請を提出しますが、認可は省級商務部門の予備審査を経て商務部が下します（第10条）。商務部門は、投資対象国の中国大使館（領事館）の意見を求めた後、認可の決定を下します（第11条、第12条）。

『3号弁法』は、投資先の国外企業が再投資を行う場合も、システムを通じて『国外中国資本企業再投資報告表』を記入し、プリントアウトして企業の公章を捺印した後、商務部門に報告するよう求めています（第25条）。また、企業が国外投資を終了する場合は、投資対象国での手続完了後に商務部門に報告を行う必要があります（第17条）。なお、企業が『企業国外投資証書』の発行から2年内に国外投資を実行しなかった場合、証書は自動的に失効するとしています（第16条）。

### 商務部の認可取得に必要な申請書類

- ✓ 申請書（投資主体の状況、国外企業の名称、持分構造、投資金額、経営範囲、経営期限、投資資金の出所、投資の具体的な内容等）
- ✓ 国外投資申請表（「国外投資管理システム」上で記入し、プリントアウトして公章を捺印する）
- ✓ 国外投資に関する契約書・協議書
- ✓ 中国による輸出の制限に属する製品・技術に対する関連部門の輸出許可
- ✓ 企業の営業許可証（コピー）

（『3号弁法』第10条）

### □ 発改委での手続も必要

中国国内企業が国外投資を実行する際には、国家発展改革部門による国外投資プロジェクト認可・届出手続も行う必要があります。国家発展改革委員会は、2014年4月8日付で『国外投資プロジェクト認

可および届出管理弁法』（国家発展改革委員会令第9号）を公布<sup>1</sup>。中国側投資額が10億ドル以上、あるいは「敏感な国家・地域」や「敏感な業界」に関する場合を除き、国外投資プロジェクトをすべて届出管理へと変更しています。なお、届出管理となる国外投資プロジェクトのうち、中央企業のプロジェクトと地方企業の3億ドル以上のプロジェクトについては国家発展改革委員会に、地方企業の3億ドル未満のプロジェクトについては省級政府の投資主管部門に届出を行う必要があります。

\*

商務部、國家統計局、國家外貨管理局は2014年9月9日、『2013年度中国対外直接投資統計公報』（以下『公報』という）を発表し、2013年の中国の対外直接投資（金融類を含む）が前年比22.8%増の1078.4億ドルに上ったことを明らかにしています（初の1000億ドル超え）。2013年末時点の対外直接投資累計額（ストック）は6604.8億ドル。業界別では、リース・商務サービス業、金融業、鉱業、卸売・小売業、製造業の5分野がフロー、ストック共に全体の8割以上を占めています。

中国企業による海外でのM&Aも活発です。『公報』によると、2013年の中国企業による対外投資M&Aプロジェクトは424件に上り、取引金額は合計で529億ドル（うち直接投資337.9億ドル、国外融資191.1億ドル）に達しています。石油大手の中国海洋石油総公司（CNOOC）によるカナダ同業ネクセンの買収は取引額が148億ドルに上り、中国企業による海外でのM&Aで過去最大を記録。食肉大手の双匯国際が米スマスフィールド・フーズを約47億ドルで買収する等、非エネルギー分野での大型案件も目立っています。

『3号弁法』は、2014年10月6日より施行されます。その詳細については、4ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責：**
  - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

<sup>1</sup> 『国外投資プロジェクト認可および届出管理弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第319号をご参照ください。⇒ [http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.319.pdf](http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.319.pdf)

(日本語仮訳)

**商務部  
令 2014 年第 3 号**

『国外投資管理弁法』は、すでに 2014 年 8 月 19 日の商務部第 27 回部務会議の審議を経て可決した。ここに発布し、2014 年 10 月 6 日より施行する。

部長 高虎城  
2014 年 9 月 6 日

**国外投資管理弁法**

**第 1 章 総則**

**第1条** 国外投資を促進および規範化し、国外投資の利便化水準を向上させるため、『國務院による投資体制改革に関する決定』、『國務院による確かに留保が必要な行政審査・批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』および関連法律規定に基づき、本弁法を制定する。

**第2条** 本弁法がいう国外投資とは、中華人民共和国の国内で法に基づき設立した企業（以下「企業」という）が新設・合併・買収およびその他の方式を通じて国外で非金融企業を所有もしくは既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権およびその他の権益を取得する行為を指す。

**第3条** 企業による国外投資の展開は、法に基づき自主的に意思決定し、自社で損益を負う。

**第4条** 企業による展開する国外投資は、以下の状況があつてはならない。

- (1) 中華人民共和国の国家主権、安全および社会公共の利益に危害を与える、または中華人民共和国の法律・法規に違反すること、
- (2) 中華人民共和国と関連国家（地域）の関係に損害を与えること、
- (3) 中華人民共和国が締結もしくは参加している国際条約、協定に違反すること、
- (4) 中華人民共和国が輸出を禁止している製品および技術を輸出すること。

**第5条** 商務部ならびに各省、自治区、直轄市、計画単列市および新疆生産建設兵団の商務主管部門（以下「省級商務主管部門」という）は、国外投資に対して監督および管理を実施することに責任を負う。

## 第2章 届出および認可

**第6条** 商務部および省級商務主管部門は、企業による国外投資の異なる状況に基づき、それぞれ届出および認可管理を実行する。

企業による国外投資が敏感な国家および地域、敏感な業界に係わる場合、認可管理を実行する。

企業によるその他の状況の国外投資は、届出管理を実行する。

**第7条** 認可管理を実行する国家とは、中華人民共和国と国交を結んでいない国家、国連の制裁を受けている国家を指す。必要なとき、商務部は別途、認可管理を実行するその他の国家および地域のリストを公布することができる。

認可管理を実行する業界とは、中華人民共和国が輸出を制限している製品および技術の輸出に係わる業界、1カ国（地域）以上の利益に影響する業界を指す。

**第8条** 商務部および省級商務主管部門は、法に基づき届出及び認可を行い、手続効率を向上させ、優良なサービスを提供しなければならない。

商務部および省級商務主管部門は、「国外投資管理システム」（以下「管理システム」という）を通じて企業による国外投資に対して管理を行い、合わせて届出および認可を獲得した企業に『企業国外投資証書』（以下『証書』という、様式は付属文書1を参照）を発給する。『証書』は、商務部および省級商務主管部門がそれぞれ印刷ならびに捺印し、統一コード管理を実行する。

『証書』は、企業による国外投資が届出および認可を獲得した証憑であり、国外投資の最終目的地に基づき発給する。

**第9条** 届出の状況に属する国外投資に対し、中央企業は商務部に報告して届出する。地方企業は、所在地の省級商務主管部門に報告して届出する。

中央企業および地方企業は、「管理システム」を通じて要求に基づき『国外投資届出表』（以下『届出表』という、様式は付属文書2を参照）を記入ならびにプリントアウトし、公章を捺印した後、企業の営業許可証のコピーと共にそれぞれ商務部および地方省級商務主管部門に報告して届出する。

『届出表』の記入が事実どおりで、完全で、法定形式に合致しており、かつ企業が『届出表』においてその国外投資に本弁法第4条が列挙する状況ないことを声明した場合、商務部もしくは省級商務主管部門は『届出表』を受け取った日から3営業日以内に届出を行って『証書』を発給する。企業が事実どおりに、完全に『届出表』を記入しなかった場合、商務部もしくは省級商務主管部門は届出を行わない。

**第10条** 認可の状況に属する国外投資に対し、中央企業は商務部に申請を提出し、地方企業は所在地の省級商務主管部門を通じて商務部に申請を提出する。

企業による国外投資認可の申請は、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。主に投資主体の状況、国外企業の名称、持分構造、投資金額、経営範囲、経営期限、投資資金の出所、投資の具体的な内容等を含む。
- (2) 『国外投資申請表』(様式は付属文書3を参照)。企業は、「管理システム」を通じて要求に基づき記入・プリントアウトし、公章を捺印しなければならない。
- (3) 国外投資に関連する契約もしくは協議。
- (4) 国外投資に係わる中華人民共和国による輸出の制限に属する製品もしくは技術に対する関連部門による輸出許可の資料。
- (5) 企業の営業許可証のコピー。

**第11条** 国外投資の認可は、わが駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取しなければならない。中央企業に係わる場合、商務部が意見を聴取する。地方企業に係わる場合、省級商務主管部門が意見を聴取する。意見を聴取するとき、商務部および省級商務主管部門は投資事項の基本状況等の関連情報を提供しなければならない。駐在大使（領事）館（経済商業処・室）は、意見聴取要求を受け取った日から7営業日以内に回答しなければならない。

**第12条** 商務部は、中央企業による認可申請を受理した後20営業日以内（駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取する期間を含む）に認可を与えるか否かの決定を下さなければならない。申請資料が揃っていない、もしくは法定の形式に合致していない場合、商務部は3営業日以内に申請企業に補充訂正する必要がある全部の内容を一括で通知しなければならない。期限を超えて通知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。中央企業が商務部の要求に基づき申請資料の全部の補充訂正を提出した場合、商務部は当該申請を受理しなければならない。

省級商務主管部門は、地方企業の認可申請を受理した後、申請が本弁法第4条に列挙する状況

に係わるか否かに対して予備審査を行い、合わせて 15 営業日以内（駐在大使（領事）館（経済商業処・室）の意見を聴取する期間を含む）に予備審査意見および全部の申請資料を商務部に送付しなければならない。申請資料が揃っていない、もしくは法定の形式に合致していない場合、省級商務主管部門は 3 営業日以内に申請企業に補充訂正する必要がある全部の内容を一括で通知しなければならない。期限を超えて通知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。地方企業が省級商務主管部門の要求に基づき申請資料の全部の補充訂正を提出した場合、省級商務主管部門は当該申請を受理しなければならない。商務部は、省級商務主管部門の予備審査意見を受け取った後、15 営業日以内に認可を与えるか否かの決定を下さなければならない。

**第13条** 認可を与える国外投資に対し、商務部は書面の認可決定を発行して『証書』を発給する。本弁法第 4 条に列挙する状況の存在により認可を与えない場合、書面で申請企業に通知して理由を説明し、それが法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起する権利を享受することを通知しなければならない。企業が虚偽資料を提出して認可を申請した場合、商務部は認可を与えない。

**第14条** 2 社以上の企業が共同で国外投資を展開する場合、相対的大株主がその他の投資家の書面同意を求めた後に届出もしくは認可申請を行わなければならぬ。各当事者の持分比率が同等である場合、協議後に一方の当事者が届出もしくは認可申請を行わなければならぬ。投資家が同一行政区域に属さない場合、届出もしくは認可を行うことに責任を負う商務部もしくは省級商務主管部門は届出もしくは認可結果をその他の投資家の所在地の商務主管部門に通知しなければならない。

**第15条** 企業による国外投資が届出もしくは認可された後、もとの『証書』に記載した国外投資事項に変更が発生した場合、企業は本章の手順に基づきもとの届出もしくは認可をした商務部もしくは省級商務主管部門に変更手続を行わなければならない。

**第16条** 『証書』受領の日から 2 年以内に、企業が国外で投資を展開しない場合、『証書』は自動的に失効する。再び国外投資を展開する必要がある場合、本章の手順に基づきあらためて届出もしくは認可申請を行わなければならない。

**第17条** 企業によるすでに届出もしくは認可された国外投資の終了は、投資目的地の法律に基づき抹消等の手続を行った後、届出もしくは認可をした商務部もしくは省級商務主管部門に報告しなければならない。届出もしくは認可をした商務部もしくは省級商務主管部門は、報告に基づき抹消確認書簡を発行する。

終了とは、もとの届出もしくは認可を経た国外企業がもはや存続しない、または企業がもはやもとの届出もしくは認可を経た国外企業の持分等のいかなる権益も所有しないことを指す。

**第18条** 『証書』は、偽造、改竄、リース、貸出もしくはいかなるその他の形式でも譲渡してはならない。すでに変更、失効もしくは抹消された『証書』は、届出もしくは認可をした商務部もしくは省級商務主管部門に返却しなければならない。

### 第3章 規範およびサービス

**第19条** 企業は、自社の条件、能力を客観的に評価し、投資目的地の投資環境を深く研究して、積極的に穩當に国外投資を展開し、リスクの防止に注意しなければならない。国内外の法律・法規および規則に資格資質に対して要求がある場合、企業は関連証明文書を取得しなければならない。

**第20条** 企業は、それが投資する企業に投資目的地の法律・法規を遵守し、当地の風俗習慣を尊重し、社会責任を履行し、環境、労働者保護、企业文化建設等の業務を適切に遂行し、当地との融合を促進するよう要求しなければならない。

**第21条** 企業のそれが投資する国外企業に対する命名は、国内外の法律・法規および政策規定に合致していなければならない。国家の関連規定に基づき批准を獲得していない企業について、その国外企業の名称は「中国」、「中華」等の文字を使用してはならない。

**第22条** 企業は、人員および財産の安全防止措置を具体化し、突発事件のアラートメカニズムおよび応急予備計画を構築しなければならない。国外で突発事件が発生したとき、企業は駐在大使（領事）館および国内の関連主管部門の指導の下、遅滞なく、適切に処理しなければならない。

企業は、国外派遣人員の審査選定、派遣前の安全・紀律教育および応急研修業務を適切に遂行し、国外派遣人員に対する管理を強化し、法に基づき当地の合法的な居留および就労許可手続を行わなければならない。

**第23条** 企業は、それが投資する国外企業の中国側責任者に現場で、もしくは書簡、ファクシミリ、電子メール等の方式で遅滞なく駐在大使（領事）館に到着を報告して登記しなければならない。

**第24条** 企業は、届出もしくは認可をした商務部もしくは省級商務主管部門に国外投資業務の状況、統計資料、ならびに国外投資と関連する困難、問題を報告し、合わせて報告した状況およびデータの真実正確性を確保しなければならない。

**第25条** 企業が投資した国外企業による国外再投資の展開について、国外の法律手続が完成した後、企業は商務主管部門に報告しなければならない、中央企業に係わる場合、中央企業は「管理システム」を通じて関連情報を記入し、『国外中国資本企業再投資報告表』（以下『再投資報告表』という、様式は付属文書4を参照）をプリントアウトして印章を捺印した後、商務部に報告する。地方企業に係わる場合、地方企業は「管理システム」を通じて関連情報を記入し、『再投資報告表』をプリントアウトして印章を捺印した後、省級商務主管部門に報告する。

**第26条** 商務部は、省級商務主管部門の国外投資管理状況に対して検査および指導を行うことに責任を負う。省級商務主管部門は、半年ごとに商務部に当該行政区域内の国外投資の状況を報告しなければならない。

**第27条** 商務部は、関連部門とともに企業による国外投資のために権益保障、投資促進、リスクアラート等のサービスを提供する。

商務部は、『対外投資合作国別（地域）手引き』、国別産業ガイドライン等の文書を発布し、企業による投資目的地の投資環境の理解を支援する。企業による国外投資の指導および規範化を強化し、関連部門とともに環境保護等のガイドラインを発布し、企業に国外での合法・コンプライアンス経営を督促する。対外投資と協力情報サービスシステムを構築し、企業による国外投資の展開のためにデータ統計、投資の機会、投資の障害、リスクアラート等の情報を提供する。

#### 第4章 法律責任

**第28条** 企業が虚偽資料の提供等の不正当な手段で届出を行って『証書』を取得した場合、商務部もしくは省級商務主管部門は当該企業による国外投資の届出を取り消し、警告を与え、合わせて法に基づき処罰の決定を公布する。

**第29条** 企業が虚偽資料を提供して認可を申請した場合、商務部は警告を与え、合わせて法に基づき処罰の決定を公布する。当該企業は、1年以内に再度、当該認可を申請することができない。

企業が詐欺、賄賂等の不正当な手段で国外投資の認可を獲得した場合、商務部は当該企業による国外投資の認可を取り消し、警告を与え、合わせて法に基づき処罰の決定を公布する。当該企業は、3年以内に再度、当該認可を申請することができない。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事责任を追及する。

**第30条** 企業による国外投資展開の過程において本弁法第4条が列挙する状況が発生した場合、相応の

法律責任を負わなければならない。

**第31条** 企業が『証書』を偽造、改竄、リース、貸出もしくはいかなるその他の形式でも譲渡した場合、商務部もしくは省級商務主管部門は警告を与える。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

**第32条** 国外投資に第 28 条乃至 31 条が規定する状況が発生した、ならびに本弁法のその他の規定に違反した企業は、3 年以内に国家の関連政策支持を享受してはならない。

**第33条** 商務部および省級商務主管部門の関連業務人員が本弁法に基づき職責を履行しなかった、職権を乱用した、他人の財物を要求もしくは受取した、またはその他の利益を貪り、犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及し、なお犯罪を構成しなかった場合、法に基づき行政処分を科す。

## 第 5 章 附則

**第34条** 省級商務主管部門は、本弁法に基づき相応の業務細則を制定することができる。

**第35条** 本弁法がいう中央企業とは、國務院国有資產監督管理委員会が出資者の職責を履行する企業およびその所属企業、中央管理のその他の単位を指す。

**第36条** 事業単位法人による国外投資の展開、企業による国外での分支机构の設立は、本弁法を参照して執行する。

**第37条** 企業による香港、マカオ、台湾地区に赴いての投資は、本弁法を参照して執行する。

**第38条** 本弁法は、商務部が解釈に責任を負う。

**第39条** 本弁法は、2014 年 10 月 6 日より施行する。商務部 2009 年発布の『国外投資管理弁法』（商務部令 2009 年第 5 号）は同時に廃止する。

付属文書 1、企業国外投資証書（様式）〔略〕

- 2、国外投資届出表（様式）〔略〕
- 3、国外投資申請表（様式）〔略〕
- 4、国外中国資本企業再投資報告表（様式）〔略〕

(中国語原文)

**商务部  
令 2014 年第 3 号**

《境外投资管理办法》已经 2014 年 8 月 19 日商务部第 27 次部务会议审议通过，现予发布，自 2014 年 10 月 6 日起施行。

部长 高虎城  
2014 年 9 月 6 日

## **境外投资管理办法**

### **第一章 总则**

**第一条** 为了促进和规范境外投资，提高境外投资便利化水平，根据《国务院关于投资体制改革的决定》、《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》及相关法律规定，制定本办法。

**第二条** 本办法所称境外投资，是指在中华人民共和国境内依法设立的企业（以下简称企业）通过新设、并购及其他方式在境外拥有非金融企业或取得既有非金融企业所有权、控制权、经营管理权及其他权益的行为。

**第三条** 企业开展境外投资，依法自主决策、自负盈亏。

**第四条** 企业境外投资不得有以下情形：

- （一）危害中华人民共和国国家主权、安全和社会公共利益，或违反中华人民共和国法律法规；
- （二）损害中华人民共和国与有关国家（地区）关系；
- （三）违反中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定；
- （四）出口中华人民共和国禁止出口的产品和技术。

**第五条** 商务部和各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门（以下简称省级商务主管部门）负责对境外投资实施管理和监督。

## 第二章 备案和核准

**第六条** 商务部和省级商务主管部门按照企业境外投资的不同情形，分别实行备案和核准管理。

企业境外投资涉及敏感国家和地区、敏感行业的，实行核准管理。

企业其他情形的境外投资，实行备案管理。

**第七条** 实行核准管理的国家是指与中华人民共和国未建交的国家、受联合国制裁的国家。必要时，商务部可另行公布其他实行核准管理的国家和地区的名单。

实行核准管理的行业是指涉及出口中华人民共和国限制出口的产品和技术的行业、影响一国（地区）以上利益的行业。

**第八条** 商务部和省级商务主管部门应当依法办理备案和核准，提高办事效率，提供优质服务。

商务部和省级商务主管部门通过“境外投资管理系统”（以下简称“管理系统”）对企业境外投资进行管理，并向获得备案或核准的企业颁发《企业境外投资证书》（以下简称《证书》，样式见附件 1）。《证书》由商务部和省级商务主管部门分别印制并盖章，实行统一编码管理。

《证书》是企业境外投资获得备案或核准的凭证，按照境外投资最终目的地颁发。

**第九条** 对属于备案情形的境外投资，中央企业报商务部备案；地方企业报所在地省级商务主管部门备案。

中央企业和地方企业通过“管理系统”按要求填写并打印《境外投资备案表》（以下简称《备案表》，样式见附件 2），加盖印章后，连同企业营业执照复印件分别报商务部或省级商务主管部门备案。

《备案表》填写如实、完整、符合法定形式，且企业在《备案表》中声明其境外投资无本办法第四条所列情形的，商务部或省级商务主管部门应当自收到《备案表》之日起 3 个工作日内予以备案并颁发《证书》。企业不如实、完整填报《备案表》的，商务部或省级商务主管部门不予备案。

**第十条** 对属于核准情形的境外投资，中央企业向商务部提出申请，地方企业通过所在地省级商务主管部门向商务部提出申请。

企业申请境外投资核准需提交以下材料：

- (一) 申请书，主要包括投资主体情况、境外企业名称、股权结构、投资金额、经营范围、经营期限、投资资金来源、投资具体内容等；
- (二) 《境外投资申请表》(样式见附件3)，企业应当通过“管理系统”按要求填写打印，并加盖印章；
- (三) 境外投资相关合同或协议；
- (四) 有关部门对境外投资所涉的属于中华人民共和国限制出口的产品或技术准予出口的材料；
- (五) 企业营业执照复印件。

**第十一条** 核准境外投资应当征求我驻外使（领）馆（经商处室）意见。涉及中央企业的，由商务部征求意见；涉及地方企业的，由省级商务主管部门征求意见。征求意见时，商务部和省级商务主管部门应当提供投资事项基本情况等相关信息。驻外使（领）馆（经商处室）应当自接到征求意见要求之日起7个工作日内回复。

**第十二条** 商务部应当在受理中央企业核准申请后20个工作日内（包含征求驻外使（领）馆（经商处室）意见的时间）作出是否予以核准的决定。申请材料不齐全或者不符合法定形式的，商务部应当在3个工作日内一次告知申请企业需要补正的全部内容。逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理。中央企业按照商务部的要求提交全部补正申请材料的，商务部应当受理该申请。

省级商务主管部门应当在受理地方企业核准申请后对申请是否涉及本办法第四条所列情形进行初步审查，并在15个工作日内（包含征求驻外使（领）馆（经商处室）意见的时间）将初步审查意见和全部申请材料报送商务部。申请材料不齐全或者不符合法定形式的，省级商务主管部门应当在3个工作日内一次告知申请企业需要补正的全部内容。逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理。地方企业按照省级商务主管部门的要求提交全部补正申请材料的，省级商务主管部门应当受理该申请。商务部收到省级商务主管部门的初步审查意见后，应当在15个工作日内做出是否予以核准的决定。

**第十三条** 对予以核准的境外投资，商务部出具书面核准决定并颁发《证书》；因存在本办法第四条所列情形而不予核准的，应当书面通知申请企业并说明理由，告知其享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。企业提供虚假材料申请核准的，商务部不予核准。

**第十四条** 两个以上企业共同开展境外投资的，应当由相对大股东在征求其他投资方书面同意后办理备

案或申请核准。如果各方持股比例相等，应当协商后由一方办理备案或申请核准。如投资方不属同一行政区域，负责办理备案或核准的商务部或省级商务主管部门应当将备案或核准结果告知其他投资方所在地商务主管部门。

**第十五条** 企业境外投资经备案或核准后，原《证书》载明的境外投资事项发生变更的，企业应当按照本章程序向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门办理变更手续。

**第十六条** 自领取《证书》之日起 2 年内，企业未在境外开展投资的，《证书》自动失效。如需再开展境外投资，应当按照本章程序重新办理备案或申请核准。

**第十七条** 企业终止已备案或核准的境外投资，应当在依投资目的地法律办理注销等手续后，向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门报告。原备案或核准的商务部或省级商务主管部门根据报告出具注销确认函。

终止是指原经备案或核准的境外企业不再存续或企业不再拥有原经备案或核准的境外企业的股权等任何权益。

**第十八条** 《证书》不得伪造、涂改、出租、出借或以任何其他形式转让。已变更、失效或注销的《证书》应当交回原备案或核准的商务部或省级商务主管部门。

### 第三章 规范和服务

**第十九条** 企业应当客观评估自身条件、能力，深入研究投资目的地投资环境，积极稳妥开展境外投资，注意防范风险。境内外法律法规和规章对资格资质有要求的，企业应当取得相关证明文件。

**第二十条** 企业应当要求其投资的境外企业遵守投资目的地法律法规、尊重当地风俗习惯，履行社会责任，做好环境、劳工保护、企业文化建设等工作，促进与当地的融合。

**第二十一条** 企业对其投资的境外企业的冠名应当符合境内外法律法规和政策规定。未按国家有关规定获得批准的企业，其境外企业名称不得使用“中国”、“中华”等字样。

**第二十二条** 企业应当落实人员和财产安全防范措施，建立突发事件预警机制和应急预案。在境外发生突发事件时，企业应当在驻外使（领）馆和国内有关主管部门的指导下，及时、妥善处理。

企业应当做好外派人员的选审、行前安全、纪律教育和应急培训工作，加强对外派人员的管理，依法办理当地合法居留和工作许可。

**第二十三条** 企业应当要求其投资的境外企业中方负责人当面或以信函、传真、电子邮件等方式及时向驻外使（领）馆（经商处室）报到登记。

**第二十四条** 企业应当向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门报告境外投资业务情况、统计资料，以及与境外投资相关的困难、问题，并确保报送情况和数据真实准确。

**第二十五条** 企业投资的境外企业开展境外再投资，在完成境外法律手续后，企业应当向商务主管部门报告。涉及中央企业的，中央企业通过“管理系统”填报相关信息，打印《境外中资企业再投资报告表》（以下简称《再投资报告表》，样式见附件4）并加盖印章后报商务部；涉及地方企业的，地方企业通过“管理系统”填报相关信息，打印《再投资报告表》并加盖印章后报省级商务主管部门。

**第二十六条** 商务部负责对省级商务主管部门的境外投资管理情况进行检查和指导。省级商务主管部门应当每半年向商务部报告本行政区域内境外投资的情况。

**第二十七条** 商务部会同有关部门为企业境外投资提供权益保障、投资促进、风险预警等服务。

商务部发布《对外投资合作国别（地区）指南》、国别产业指引等文件，帮助企业了解投资目的地投资环境；加强对企业境外投资的指导和规范，会同有关部门发布环境保护等指引，督促企业在境外合法合规经营；建立对外投资与合作信息服务系统，为企业开展境外投资提供数据统计、投资机会、投资障碍、风险预警等信息。

#### 第四章 法律责任

**第二十八条** 企业以提供虚假材料等不正当手段办理备案并取得《证书》的，商务部或省级商务主管部门撤销该企业境外投资备案，给予警告，并依法公布处罚决定。

**第二十九条** 企业提供虚假材料申请核准的，商务部给予警告，并依法公布处罚决定。该企业在一年内不得再次申请该项核准。

企业以欺骗、贿赂等不正当手段获得境外投资核准的，商务部撤销该企业境外投资核准，给予警告，并依法公布处罚决定。该企业在三年内不得再次申请该项核准；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

**第三十条** 企业开展境外投资过程中出现本办法第四条所列情形的，应当承担相应的法律责任。

**第三十一条** 企业伪造、涂改、出租、出借或以任何其他形式转让《证书》的，商务部或省级商务主管部门给予警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

**第三十二条** 境外投资出现第二十八至三十一条规定的情形以及违反本办法其他规定的企业，三年内不得享受国家有关政策支持。

**第三十三条** 商务部和省级商务主管部门有关工作人员不依照本办法规定履行职责、滥用职权、索取或者收受他人财物或者谋取其他利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

## 第五章 附则

**第三十四条** 省级商务主管部门可依照本办法制定相应的工作细则。

**第三十五条** 本办法所称中央企业系指国务院国有资产监督管理委员会履行出资人职责的企业及其所属企业、中央管理的其他单位。

**第三十六条** 事业单位法人开展境外投资、企业在境外设立分支机构参照本办法执行。

**第三十七条** 企业赴香港、澳门、台湾地区投资参照本办法执行。

**第三十八条** 本办法由商务部负责解释。

**第三十九条** 本办法自 2014 年 10 月 6 日起施行。商务部 2009 年发布的《境外投资管理办法》（商务部令 2009 年第 5 号）同时废止。

附件 1、企业境外投资证书（样式）〔略〕

- 2、境外投资备案表（样式）〔略〕
- 3、境外投资申请表（样式）〔略〕
- 4、境外中资企业再投资报告表（样式）〔略〕